

答申個第58号

平成28年9月28日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年5月15日付け西地第18号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

不正訂正跡（なぞり）がある附票の不存在による非開示決定事案（諮問個第80号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年3月5日に、実施機関の西京区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により「※不正訂正跡（なぞり）がある附票」を情報開示して下さい。」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報について、作成又は取得していないため、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年3月19日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年4月15日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

地域力推進室は、異議申立人が平成25年5月15日に地域力推進室に提出した異議申立人の戸籍の附票の写しのコピーを保有しており、本件請求に係る公文書の候補として特定した。異議申立人は、当該文書について、主観的な評価（不正訂正跡（なぞり）がある附票）を加えて請求しているものである。

(2) 本件請求に係る公文書を不存在による非開示としている理由について

本件については、異議申立人の戸籍の附票に異議申立人の主観的評価である「不正訂正跡（なぞり）がある」との主張を地域力推進室に認めさせようとするものであるが、地域力推進室では不正訂正跡（なぞり）がある戸籍の附票の写しのコピーを保有していないため、不存在による非開示決定を行ったものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

市民はH27.3.5に附票に不正訂正跡があるので情報公開して欲しいと求めました。附票を見たら不正訂正と分るからです。

担当者に確認したら、正しいか正しくないかも分らんというのです。そして訂正方法も知らんと呆けるのです。

不正訂正であると現職以外の職員は認めています。従って保有していない理由が虚偽です。

保有しているのに保有していないと嘘をついた。(見たら分るし、訂正のルールもプロなので知っている)

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

ア 異議申立人の請求は、「不正訂正跡(なぞり)がある附票」である。

通常、附票については、区役所の市民窓口課においてその写しを交付することとなっている(住民基本台帳法第20条、住民基本台帳法施行令第19条)。一般的には、「附票」といえば、附票の原本そのものを指すものである。

しかし、異議申立人と西京区役所区民部市民窓口課(以下「市民窓口課」という。)との間で戸籍及び除籍の文字の更正等について争いになっており、異議申立人によるこれまでの開示請求の内容から、附票とは、異議申立人に係る附票の写しのコピーであると考えられる。

イ 異議申立人は、開示請求書の別紙に「H25/5/15庶務係長(副区長の代理人)に※不正訂正として提出した戸籍の附票が欲しい。」と記載しており、地域力推進室では、異議申立人が平成25年5月15日に地域力推進室に提出した異議申立人の戸籍の附票の写しのコピーを保有していることから、これを本件請求に係る公文書の候補として特定したとのことである。

ウ 当審査会は、上記ア及びイの内容を踏まえ、本件請求に係る公文書は、市民窓口課が保管する附票そのものではなく、異議申立人が作成し、地域力推進室に持ち込んだ、戸籍の附票の写しのコピーであると判断した。あわせて、異議申立人と実施機関との間で文書の

特定に関して争いがないことから、実施機関による公文書の候補の特定に誤りはないとの前提の下で審議した。

(2) 本件処分について

異議申立人の請求は、「※不正訂正跡（なぞり）がある附票」を情報開示して下さい。」である。前述の6（1）のとおり、実施機関は、異議申立人が求めている文書を、異議申立人が平成25年5月15日に地域力推進室に提出した異議申立人の戸籍の附票の写しのコピーであると捉え、前述の4（1）のとおり文書の候補を特定した。この文書の特定について、異議申立人と実施機関との間に争いはない。

そのうえで、実施機関は、請求文書の候補として特定した文書を通して、戸籍の附票の原本における「不正訂正跡（なぞり）」が確認できるかどうかを検討し、確認できないと判断したことにより、本件請求に係る公文書を不存在であるとした。

なお、「なぞり」とは、なぞり書きによる修正を指すものと考えられる。

当審査会において、本件候補の文書を確認したところ、なぞり書きによってなされた修正跡があるかどうかは判断できず、原処分の判断を覆すに足る事実は見出せなかった。したがって、実施機関の判断に不合理な点があるとは認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年5月15日 諮問（諮問個第80号）
6月5日 実施機関による理由説明書の提出
6月16日 異議申立人の意見書の提出
平成28年7月27日 審議（平成28年度第3回会議）
8月24日 審議（平成28年度第4回会議）
9月28日 審議（平成28年度第5回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）